

# 令和5年度病院勤務者勤務環境改善事業 質疑応答集

番号	事項	質問	回答
1	共通事項	申請する事業は複数選択可能か。	事業ごとに基準額の範囲内になるが、複数の事業の申請は可能。
2		基準額は病院ごとか診療部門ごとか。	病院ごとである。
3		事業対象病院は。	国、独立行政法人、地方独立行政法人及び都が設置する病院及びその他知事が定める病院を除く都内の病院である。
4		他の運営費等の補助金を受けており、医師や看護師の人件費を計上している。その場合は申請できないのか。	他の運営費補助の補助対象としない部分を申請することは可能。都においても重複がないかチェックをするので、計画書や実績報告において、その区分が明確にわかるように記入をお願いしたい。
5		女性医師の再就業について、一部文部科学省から補助を受けているものがあるが、文部科学省の補助対象となっていないものは、申請できるのか。	経費の切り分けができていれば、申請可能。
6		公立病院は一般会計から補助金（繰入金）を受けているが、今回の補助金を受けられるか。	一般会計からの繰入金については、補助を受けていても、申請可能。
7	共通	申請できるものは新規事業のみか。	既に実施している事業も補助対象であり、申請可能。ただし、これまでの事業実施の効果等を詳細かつ明確に説明すること。
8	復職研修事業	産休や育休等で休職している女性医師等に対する研修も対象となるか。	対象となる。
9		雇用前に実施する研修（雇用関係にない女性医師等に対する研修）も対象となるか。	対象となる。
10		復職研修は今年度中に終了しなくてはならないか。	今年度中に対象者の研修が終了している必要はないが、補助対象となる経費は、当該年度中に実施した部分のみとする。
11		復職研修の事務補助員等が研修専任でない場合、人件費はどのように計算したらよいか	事務補助員等の年間給与額に、事務補助員等が研修業務に従事した業務割合を乗じて積算する。 <small>(例) 研修実施日数：150日 研修準備等日数：25日            年間勤務日数：245日 年間給与 4,000,000円            ○業務割合 (150日+25日) / 245日 = 71.4% (小数点第二位四捨五入)            ○人件費 4,000,000円 × 71.4% = 2,856,000円 (円未満切捨)</small>
12	勤務環境改善及び再就業支援事業（新たな勤務形態の導入）	当直回数が多いため、本年4月より数名医師を採用予定だが、この人件費分について申請できるか。	<u>単なる医師数の増は対象とならない。</u> 勤務環境改善事業における医師の人件費は、勤務医の負担軽減を目的として、 <u>勤務環境改善に向けた取組や制度の変更・拡大を行い、その取組に必要な医師を新たに採用した場合（非常勤の勤務日数増も可）</u> に対象となる。また、対象となる人件費は、 <u>勤務環境改善に向けた取組や制度の変更・拡大に伴い増加した人員分の人件費のみ</u> である。
13		医師を1名新規に雇用すれば、今いる医師の当直回数も減り、勤務軽減につながるが、対象となるか。	単に医師の人数が増えたことによる勤務軽減は対象とならない。必ず、 <u>勤務制度の見直し等を行い、医師の勤務環境改善の制度整備につながるものとしていただきたい。</u>
14		医師を新規に雇用していないが、新たな勤務体制を導入した場合、対象となるか。	医師の人件費については、新規雇用又は非常勤職員の勤務日数の増でないと対象とならない。新たな勤務体制を導入するにあたり、検討会議を開催しその会議費を要した等、新たにかかった経費（補助対象経費に限る）は対象となる。
15		医師の人件費補助は新規雇用の場合とのことだが、雇用は継続しているが、出産、育児で休業中の者が復帰した場合は補助対象になるのか。	雇用が継続している場合は、新規雇用とならないので補助対象とはならない。
16		1年契約の「医員」や、後期臨床研修医は、新規雇用といえるか。	医師の勤務軽減を目的として新規雇用するのであれば、その契約形態を問わない。「医員」及び後期臨床研修医も対象となる。
17		新たな勤務制度を導入予定で、現在、医師の新規募集を行っている。採用予定で申請しても良いか。またその際の経費は現時点での予定額で良いか。	申請可能。また経費は現時点の予定額でよい。ただし、 <u>実際に経費が予定以上にかかったとしても、交付決定額を超えることは、基準額以内であってもできないのでご注意ください。</u> また、万が一、採用できず実績なしとなった場合には、その理由や取組状況について、報告していただく必要がある。
18	看護師の夜勤体制を見直し、連続夜勤を2回以下にすることで診療報酬の加算申請をする場合、当該補助金の申請は可能か。	申請不可。 <u>診療報酬の加算を申請するために掛かる経費については補助の対象とならない。</u>	

# 令和5年度病院勤務者勤務環境改善事業 質疑応答集

番号	事項	質問	回答	
19	勤務環境改善及び再就業支援事業	就労環境改善事業（短時間正社員制度） 育児・介護休業法により義務化されている「短時間勤務制度」・「所定外労働の制限」・「介護休暇」については、本事業の補助対象となるか。	義務化されている部分については、補助対象外である。法定以上に制度を拡大して運用する場合等については対象となる（短時間制度を小学校就業前の子を養育する場合にまで拡大するなど。）。	
20		当院では雇用形態が多様化している。短時間正社員の「正社員」の定義は？	明確な定義はないが、短時間の勤務であっても、社会保険の適用、賞与・退職金等の換算方法等が常勤職員と同じ条件で、期間の定めのない労働契約を締結している者。	
21		現在、雇用している医師が、週5日勤務から短時間勤務となった。その医師の人件費は補助対象となるか。	医師の人件費については、単に勤務時間を変更しただけでは対象とならない。週5日勤務から短時間勤務になったために、空いてしまった勤務時間をカバーするために、新規で医師を雇用した場合に新規雇用の医師の人件費が補助対象となる。	
22		相談窓口事業 総務課所属の事務担当の正規職員を相談窓口の担当としているが、その職員の人件費は補助対象となるか。	補助対象となり得るが、相談窓口業務以外の本来業務との切り分けがされていることが前提となり、全体の業務のうち相談窓口業務に従事する分のみ補助対象となる。その際、事務分担当表等その職員の業務の範囲を定めた資料や年間計画等の提出により、従事割合を確認できるようにすること。また、相談窓口の存在を職員に周知していることも必要である。	
23	相談スペースを確保する必要があるか。	相談者のプライバシーの確保のため、隔離された相談スペースを確保している必要がある。事務担当者が相談窓口を兼任している場合にも、相談用の部屋やブース等を用意しておくこと。		
24	チーム医療推進の取組	現在雇用している職員に対して、医師事務作業補助者の資格取得のために受講させる研修費用は補助対象となるか。	対象とならない。本事業は、医師事務作業補助者として配置（採用）した職員に対して行う研修にかかる経費を補助するものである。	
25		医師事務作業補助者・看護補助者の配置による研修の実施にかかる経費の基準額について、教えて欲しい。また何人まで雇用可能か。	基準額は、医師事務作業補助者及び看護補助者1人の研修につき1,000千円とする。2人目以降は1人につき670千円となる。人数制限は特に設けていないが、他のチーム医療推進の取組とあわせて基準額は6,700千円までとなる。	
26		医師事務作業補助者・看護補助者について、診療報酬請求しているが、申請できるか。	申請可能。本事業については、研修に必要な研修講師等の人件費を補助対象としているので、診療報酬とは異なる。	
27		医師事務作業補助者について、特定機能病院は診療報酬は請求できないが、この補助金は申請可能か。	申請可能。ただし補助対象となるのは、医師事務作業補助者の研修に必要な研修講師等の人件費等になる。	
28		医師事務作業補助者の研修にかかる経費について、申請できるのは、診療報酬で定められている32時間分のみか。	32時間以外にも、職場内研修等、各病院で実施している研修があれば、その分も含めて申請可能。	
29		医師事務作業補助者の研修について、申請年度中に6か月間の研修を終了していなくては申請できないか。	6か月の研修計画が策定され、申請年度中に開始されていれば、その医師事務作業補助者の申請は可能。しかし、補助対象となる経費は、 <b>年度中に実施した部分のみ</b> とする。	
30		今まで病棟クラークであった職員を医師事務作業補助者として、新たに配置し研修を実施する場合、対象となるか。	対象となる。	
31		医師事務作業補助者の申請に必要な医師の勤務環境改善方策の検討会議は、前年度に実施していても、今年度も実施する必要があるか。	実施する必要がある。医師事務作業補助者の研修実施の補助金を申請した年度に開催している必要がある。	
32		院内助産・助産師外来	助産師外来は既に実施している。この助産師外来に従事する助産師の人件費分にかかる申請ができるか。	助産師外来について、 <b>本年4月以降に開始又は拡大したのであれば、その助産師外来に従事する助産師の人件費（拡大した場合は拡大部分の助産師の人件費）は6か月を限度として、補助対象となる。</b> しかし、3月以前に実施していた場合は、対象外となる。
33			助産師外来について、現在助産師不足で休止している。再開する場合は対象となるか。	再開する場合も対象となる。
34	院内助産を来年度から開設する予定で、研修等を実施するために、今年度から助産師を雇用して準備を行う。今年度の助産師の給与費は補助対象となるのか		開設準備に係る期間の助産師の給与費も対象となる。ただし、6か月を限度とする。	
35	助産師外来について、4月より助産師を採用し、従来ある相談室等を活用して試行的に開始する。施設・設備の整備が終了後、広報等を行い本格実施したいが、助産師の人件費補助の対象は4月からかそれとも本格実施後からか。		開設準備に係る期間及び試行的に実施している期間も対象となる。ただし、6か月を限度とする。したがって、4月から対象となる。	
36	院外で助産を行うクリニックや助産所を法人で開設する場合は補助対象となるのか。		病院の施設内に開設するものが対象なので、対象外。	

# 令和5年度病院勤務者勤務環境改善事業 質疑応答集

番号	事項	質問	回答
37	チーム医療推進の取組 認定看護師・特定行為研修	年度をまたいで研修を受講しているが、対象となるか。	年度をまたぐ研修であれば、当年度分のみ補助対象となる。なお、研修参加費は支払った年度に補助対象となる。
38		認定看護師の資格取得や特定行為研修の受講のため、看護師を学校等に通わせている。院内では特に要綱等を定めていないが、補助対象となるのか。	要綱等の規定までは求めないが、研修中の看護師の給与の取扱いについて院内で意思決定していることが分かる文書の写し等を添付する必要がある。
39		結果的に認定看護師の資格が取得できなかった場合はどうなるのか。認定看護師の資格取得のための通学だけでは、医師の支援にはならないと思うが。	研修受講期間と可否結果が出る時期は年度が異なり、事業報告書提出までに結果がわからない場合もあるため、合格の可否については問わない。しかし研修を受講した看護師は、従事する業務について、医師の勤務負担軽減に資する必要がある。
40		看護師の人件費の申請に手当等を含めても良いか。	法定福利費や手当を含めることができるが、 <b>賞与は含めることはできない。</b>
41		看護師の人件費の対象は研修受講期間中のみか。それとも1年分申請できるのか。	教育機関等に行っていて、自院において看護師として <b>勤務できない期間が対象</b> となるため、研修受講期間中のみである。また、研修受講に係る給与が対象経費となるため、病院で勤務したために発生する実績給（超過勤務手当等）は対象とならない。
42	勤務環境改善施設・設備整備事業	施設・設備整備事業について、チーム医療推進の取組（院内助産・助産師外来の設置）のソフト事業とセットでないと申請できないか。	<b>原則として、チーム医療推進の取組（院内助産・助産師外来の設置）のソフト事業の申請とセットでなければ申請できない。</b> ただし、令和5年度の事業実施に向け、あらかじめ院内助産・助産師外来の施設整備を行う場合など、事例によっては認められる場合もあるので、ご相談いただきたい。ただし、その場合でも、申請時に医師の勤務環境を改善するための事業等をあらかじめ提出し、その事業開始後は、速やかに都に報告しなくてはならない。また、事業が開始できなかった場合には、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還してもらうこととなる。
43		令和6年度から助産師外来（院内助産）を開設予定だが、その準備として令和5年度に施設・設備整備の申請ができるか。	令和6年度に開設することを条件として、施設・設備整備については、令和5年度に申請することが可能。ただし、事業が開始できなかった場合には、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還してもらうこととなる。
44		令和4年度に助産師外来（院内助産）の施設・設備整備事業を実施した。令和5年度に、施設・設備整備事業を追加実施したいが、申請できるか。	「勤務環境改善施設整備事業」「勤務環境改善設備整備事業」は単年度補助であり、翌年度追加申請できない。 ただし、助産師外来（院内助産）を拡大した場合等、必要な施設・設備だと認められれば対象となることもあるので、ご相談いただきたい。
45		既に契約手続きを済ませているが、令和5年度に施設整備・設備の購入を行う予定である。補助対象となるか。	<b>施設・設備整備については「保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金にかかる契約手続基準」により、内示後に契約を行う必要がある</b> ため、補助対象とならない。
46		申請年度中に、工事終了、もしくは納品しなくてはならないか。	単年度事業であるため、 <b>申請年度内中に工事終了、もしくは納品しなくてはならない。</b>
47		院内助産として整備した施設を産科病棟として使用しても良いか。施設整備補助を受けた院内助産のある区域は、院内助産のためだけに使用しなければならないのか。	補助対象となった院内助産の当該スペースについては、補助の目的である院内助産として使用して頂きたい。フロアの一部を院内助産とする場合は、スペースを区切れば補助対象となる。
48		設備整備について、30万円以上が対象となるとあるが、30万円未満のものは申請できないのか。	ソフト事業では30万未満の備品購入が対象となるので、ソフト事業で申請して欲しい。
49		計画書の段階で設備のカタログ等、金額や内容が分かるものが必要か。実績報告の際に全く別の設備を請求できるか。	計画書の段階であっても、購入予定の設備のカタログ等が必要。実績報告時に別の設備を請求することはできない。（製造中止になってしまっ購入できない等、特別の事情がある場合を除く。）